

答 申 第 75 号
平成 30 年 9 月 26 日

兵庫県公安委員会
委員長 豊 川 輝 久 様

情報公開・個人情報保護審議会
会長 中 川 丈 久

保有個人情報の部分開示決定及び不開示決定に係る
審査請求に対する決定について（答申）

平成 30 年 3 月 1 日付け兵公委発第 81 号及び平成 30 年 5 月 10 日付け兵公委
発第 216 号で諮問のあった下記の保有個人情報に係る標記のことについて、別
紙のとおり答申します。

記

- 1 開示請求者に係る特定の警察署保有の広聴処理票の広聴処理票継続紙
- 2 開示請求者に係る特定の警察署保有の平成 27 年 7 月 29 日付け児童通告書
- 3 開示請求者が平成 27 年 7 月 21 日ころに特定の警察署に搜索願を申し出た
記録
- 4 開示請求者が平成 27 年 8 月初旬ころに特定の警察署に相談したことによ
り作成された記録
- 5 開示請求者が平成 28 年 3 月 23 日から同年 3 月 31 日ころに特定の警察署に
苦情を申し出たことにより作成された苦情受理票
- 6 開示請求者が平成 28 年 3 月 23 日から同年 3 月 31 日ころに特定の警察署
に苦情を申し出たことにより作成された苦情処理経過票
- 7 開示請求者が平成 28 年 3 月末ころに特定の警察署に子の件で相談したこ
とにより作成された記録
- 8 開示請求者に係る特定の警察署保有の広聴処理票

答 申

第 1 審議会の結論

本件審査請求の対象となった保有個人情報部分開示決定及び不開示決定において兵庫県警察本部長（以下「実施機関」という。）が不開示とした部分のうち別記の項目に掲げる箇所は開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

第 2 諮問経緯及び対象公文書の特定

1 保有個人情報の開示請求

平成 29 年 10 月 12 日及び平成 30 年 1 月 29 日、審査請求人は、個人情報の保護に関する条例（平成 8 年兵庫県条例第 24 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定により、実施機関に対して、保有個人情報の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。

2 対象公文書の特定

実施機関は、本件開示請求の対象公文書として、開示請求者が次の保有個人情報記録された文書を請求しているものと特定した。

- (1) 開示請求者に係る特定の警察署保有の広聴処理票の広聴処理票継続紙（特定の日時の記載分に限る。）（以下「文書 1」という。）
- (2) 開示請求者に係る特定の警察署保有の平成 27 年 7 月 29 日付け児童通告書（以下「文書 2」という。）
- (3) 開示請求者が平成 27 年 7 月 21 日ころに特定の警察署に搜索願を申し出た記録（以下「文書 3」という。）
- (4) 開示請求者が平成 27 年 8 月初旬ころに特定の警察署に相談したことにより作成された記録（以下「文書 4」という。）
- (5) 開示請求者が平成 28 年 3 月 23 日から同年 3 月 31 日ころに特定の警察署に苦情を申し出たことにより作成された苦情受理票（以下「文書 5」という。）
- (6) 開示請求者が平成 28 年 3 月 23 日から同年 3 月 31 日ころに特定の警察署に苦情を申し出たことにより作成された苦情処理経過票（以下「文書 6」という。）
- (7) 開示請求者が平成 28 年 3 月末ころに特定の警察署に子の件で相談したことにより作成された記録（以下「文書 7」という。）

(8) 開示請求者に係る特定の警察署保有の広聴処理票（以下「文書 8」という。）

3 実施機関の決定

(1) 平成 29 年 10 月 26 日、実施機関は、文書 1 の記載内容の一部に条例第 16 条第 7 号に該当する不開示情報が含まれているとして、当該部分を不開示とし、その余を開示する部分開示決定処分（以下「処分 1」という。）を行った。

(2) 同日、実施機関は、文書 2 から文書 7 まで文書について、次に掲げる理由により全部を開示しないとする不開示決定処分（以下「処分 2」という。）を行った。

ア 文書 2 及び文書 4 については、記載内容の全てが条例第 16 条第 2 号、第 4 号及び第 7 号の不開示情報に該当する（以下、文書 2 に係る処分を「処分 2 の 1」、文書 4 に係る処分を「処分 2 の 3」という。）。

イ 文書 3、文書 5、文書 6 及び文書 7 については、本件開示請求に係る保有個人情報を持っていない（以下、文書 3 に係る処分を「処分 2 の 2」、文書 5 に係る処分を「処分 2 の 4」、文書 6 に係る処分を「処分 2 の 5」、文書 7 に係る処分を「処分 2 の 6」という。）。

(3) 平成 30 年 2 月 2 日、実施機関は、対象公文書 8 の記載内容の一部に条例第 16 条第 2 号及び第 7 号に該当する不開示情報が含まれているとして、当該部分を不開示とし、その余を開示する部分開示決定処分（以下「処分 3」という。）を行った。

4 審査請求

審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、兵庫県公安委員会に対して、平成 29 年 11 月 16 日、処分 1 及び処分 2 に係る審査請求（以下「審査請求 1」という。）を、平成 30 年 2 月 20 日、処分 3 に係る審査請求（以下「審査請求 2」という。）を行った。

5 諮問

平成 30 年 3 月 1 日及び同年 5 月 10 日、兵庫県公安委員会は、条例第 42 条の規定により、兵庫県情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対して、審査請求 1 及び審査請求 2 に対する裁決について諮問した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件開示請求で開示を求める情報は、処分1、処分2及び処分3の決定通知書に記載されている条項に当たらないため、全部開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、実施機関の弁明書に対する反論書及び口頭意見陳述において述べている審査請求1及び審査請求2の理由は、次のとおり要約される。

(1) 処分1及び処分3で部分開示とされた文書1及び文書8について、特定の警察署の担当者とのやり取りで出てくる第三者は私の家族であると考えられ、条例第16条第2号に規定するケースには当たらない。私と特定の警察署の担当者とのやり取りは、私が既に内容を把握しているから、条例第16条第7号に規定するケースには当たらない。また、私が関与していない日時の記録が開示とされており、私の記録に私が知らないことが記録されているのはおかしい。

本件は私が子の保護を要望したことであるにもかかわらず、私は全く回答を受けておらず、文書8を見ても「打ち切り」となっている。実施機関は、兵庫県警察広報広聴活動規程第36条第3項に基づき、私の要望に対して回答する義務があるため、当該要望に対する事案の措置が記録された部分を開示すべきである。子の監護義務を負っている親権者として、第三者の権利を侵害しない範囲で、子の動向を把握する必要がある。

(2) 処分2の1で不開示とされた文書2について、特定の警察署の担当者が児童通告書を出さないと言ったにもかかわらず、児童通告書が出された。児童通告書の手続がどのように行われたのか、私には当然に知る権利がある。仮に要保護児童に関する情報が記載されていたとしても、当該部分は分離可能であり、文書すべてが開示になるのは、不当な判断である。

(3) 処分2の2で不開示とされた文書3について、当該文書を受理した事実はないと記載されているが、私は、平成27年7月20日に特定の警察署の担当者に対して、捜査願届出の意思表示をしているので、行方不明者発見活動に関する規則第6条第3項に基づき当該文書を作成しているものと考えられる。

(4) 処分2の3で不開示とされた文書4について、私が特定の警察署に相談した内容であり、どのように記録されているのか知る権利がある。実

施機関は、要保護児童の情報があることを理由としているが、当該相談した時、私は警察が児童通告書を提出したことを知らされておらず、特定の警察署の担当者との間で要保護児童の通告の具体的なやり取りをしたことは考えられず、あくまで児童通告書を出すか出さないかの話にとどまっていると考えられるにもかかわらず、要保護児童の情報があることを理由に不開示決定をするのは不当である。

- (5) 処分2の4、処分2の5及び処分2の6で不開示とされた文書5ないし文書7について、私は平成28年3月末に知人と特定の警察署の担当に子に関する対応について苦情を申し出ており、その際にパトロールの要望を行った。当該苦情は、兵庫県警察苦情取扱規程第10条の文書によらない苦情の受理に関する手続により受理されていると考えられ、また、当該要望は、兵庫県警察広報広聴活動規程第36条第3項により警察は当該要望に回答する義務があるため、当該文書の開示を求める。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関が、弁明書、意見書及び口頭による理由説明において述べている処分1、処分2及び処分3の理由は、以下のとおり要約される。

1 処分1及び処分3の不開示理由について

処分1及び処分3の対象である文書1及び文書8は、審査請求人に係る特定の警察署保有の広聴処理票である。広聴処理票とは、県民から警察に対し相談や要望等の申出がなされたときに、兵庫県警察広報広聴活動規程（平成11年兵庫県警察本部訓令第6号。以下「広聴活動規程」という。）に基づき、その内容及び所要の措置等を記載した文書である。

なお、文書1は、文書8の一部（特定の日時の記載分）であり、文書1の不開示部分は、次の(4)の理由のみが該当する。

(1) 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影が記録された部分

警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、条例第16条第7号及び個人情報保護に関する条例施行規則（平成18年兵庫県公安委員会規則第5号）第5条により、不開示情報に該当する。

(2) 処理に係る警察官の職員番号が記録された部分

警察官の職員番号は、職員ごとに付与される番号であり、開示することにより、開示請求者以外の者の正当な利益を害すると認められることから、条例第16条第2号の不開示情報に該当する。

(3) 警察電話番号が記録された部分

警察電話番号は公表されておらず、開示することにより、警察業務を

妨害する電話が集中するなどのおそれがあることから、条例第 16 条第 7 号前段の不開示情報に該当する。

(4) 特定の欄外及び欄の記載内容及び事案の措置が記録された部分

「欄外及び相手方参考事項欄の措置が記録された部分」、「所属長の具体的指示事項」及び「最終処理結果のてん末の要旨」の欄に記載された内容及び事案の措置が記録された部分には、開示請求者の相談内容に基づいて、警察官が執った具体的な措置に関する情報が記録されており、開示することにより、相談者又は関係者から不当な干渉がなされるなど相談業務の適正な遂行に支障が及ぶおそれがあることから、条例第 16 条第 7 号の不開示情報に該当する。

(5) 事案の調査内容が記載された部分

事案の調査内容が記載された部分には、開示請求者以外の第三者が識別される情報のほか当該第三者の情報が記録されており、開示することにより、当該第三者の利益を害すると認められることから、条例第 16 条第 2 号の不開示情報に該当する。

また、当該部分を開示することにより、警察に対する信頼が損なわれるなど相談業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第 16 条第 7 号の不開示情報に該当する。

2 処分 2 の不開示理由について

(1) 処分 2 の 1

処分 2 の 1 の対象である文書 2 の児童通告書には、要保護児童が識別される情報や通告理由、処遇意見等が記載されており、当該情報を開示すれば、要保護児童が更に虐待されるなど児童の保護に支障が及ぶおそれがあることから、当該情報は、条例第 16 条第 2 号の不開示情報に該当する。

また、文書 2 を開示すれば、人の生命、身体等の保護を目的とした警察活動及び児童の保護の適正な遂行に支障が及ぶおそれがあることから、条例第 16 条第 4 号及び第 7 号の不開示情報に該当する。

(2) 処分 2 の 2

処分 2 の 2 の対象である文書 3 は、行方不明者発見活動に関する規則（平成 21 年国家公安委員会規則第 13 号。以下「国規則」という。）に基づく行方不明者届（いわゆる搜索願）を受理する際に作成される書類である。行方不明者届出書（いわゆる搜索願）とは、国規則第 6 条第 3 項に基づき、生活の根拠を離れ、その行方が明らかでない者が行方不明と

なつたと、親権者等から届出があつたときに、警察署長が受理する文書と実施機関では解している。審査請求人が、特定の警察署の署員に自身の子の捜索願を申し出た際、当該署員において当該子の行方が既に明らかで安全を認識している状況下であつたことから、国規則の解釈に照らして、当該子は行方不明者に該当しないものとして行方不明者届出書の受理は行われていないため、当該受理の際に作成された文書もなく、保有していない。

(3) 処分2の3

文書4は、要保護児童が識別される情報や児童保護に関する情報が記載されており、文書の名称を含めてその内容を開示すれば、要保護児童が更に虐待されるなど児童の保護に支障が及ぶおそれがあることから、当該情報は、条例第16条第2号の不開示情報に該当する。

また、当該文書を開示することにより保護児童が更に虐待されるなど、人の生命、身体等の保護を目的とした警察活動に支障を及ぼすおそれがあることから、当該情報は、条例第16条第4号の不開示情報に該当するとともに、児童の保護の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第16条第7号の不開示情報にも該当する。

(4) 処分2の4及び処分2の5

処分2の4及び処分2の5の対象である文書5及び文書6は、平成28年3月に審査請求人が特定の警察署に苦情を申し出たことにより作成された苦情受理票及び苦情処理経過票であると実施機関では解している。しかし、審査請求人が主張する時期に、特定の警察署が審査請求人からの苦情の申出を受理した事実はなく、兵庫県警察苦情取扱規程（平成13年本部訓令第10号。以下「苦情取扱規程」という。）に基づく苦情受理票及び苦情処理経過票を作成しておらず、保有していない。

(5) 処分2の6

処分2の6の対象である文書7は、平成28年3月に審査請求人が特定の警察署にパトロールの要望をしたことが記録された文書であると実施機関では解している。しかし、審査請求人が主張する時期に、審査請求人が特定の警察署に来署した事実が確認できず、審査請求人が主張するような内容が記載された文書も確認できなかったため、対象公文書7を保有していないと判断した。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明及び審議会に提示された

資料等を精査した結果、次のように判断する。

1 文書1及び文書8について

文書1及び文書8は、広聴活動規程に基づき特定の警察署において作成された審査請求人を申出人とする広聴処理票であり、実施機関が不開示部分としている部分は、以下の①から⑨までの部分である。

なお、文書1は、文書8の一部（特定の日時の記載分）であり、文書1の不開示部分は、⑧の部分のみである。

- ① 警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影
- ② 警察官の職員番号
- ③ 警察電話番号
- ④ 欄外に記載された部分
- ⑤ 「相手方参考事項」の欄に記載された部分
- ⑥ 「所属長の具体的指示事項」の欄
- ⑦ 「最終処理結果」の欄に記載された「申出人への回答等の理由」及び「てん末の要旨」に記載された部分
- ⑧ 審査請求人からの申し出に対する警察官の判断に基づく措置を「処理経過等」の欄に記載した部分
- ⑨ 審査請求人からの申し出に対する警察官の第三者からの調査内容を「処理経過等」の欄に記載した部分

(1) 条例第16条第2号の該当性について

審議会が前記不開示部分の条例第16条第2号の該当性について見分したところ、前記不開示部分のうち、②の部分及び⑨の部分は、次のとおり条例第16条第2号に該当するため、不開示が妥当である。

ア 前記②の部分は、給与の支給等の事務処理上、各職員に付されたものであるため、開示することにより、当該職員の正当な利益を害するものと認められる。

イ 前記⑨は、審査請求人の相談を処理するにあたって、警察官が第三者から事情を聴取したものであり、警察官の聴取に応じ、第三者が任意回答した内容を対応した日付とともに記録したものと認められる。その記録が第三者以外の者に知られることは、通常、第三者の正当な利益を害するものと認められる。また、本件の場合、たとえ文書8の第三者が審査請求人の子であったとしても、当該第三者が警察官の調査に応じた記録について、開示請求者が当該第三者の情報を知り得る立場にあることが明らかな場合に当たるとは認められない。

(2) 条例第16条第7号の該当性について

広聴活動規程に基づく広聴処理票には、警察署に対する申出人からの相談内容、当該相談に対して警察官が執った措置（当該相談に対する第三者からの聴取内容を含む。）が具体的に記録されている。相談業務は、相談者の申出を受けて、必要に応じて関係者からも事情を聴取し、双方から聴取した内容により、警察官が中立・客観的な立場であつせんするような手法を用いて処理を行っていくものである。このことを鑑みると、当該相談内容に対する処理方針、処理経過及び措置内容を明らかにすることになると、相談者やその関係者から不当な干渉がなされるなど、警察署の相談業務の適正な遂行に支障が生じ、条例第 16 条第 7 号に該当する部分があると認められる。

審議会が条例第 16 条第 7 号の該当性について見分したところ、①の部分、③の部分、⑤から⑦までの部分、⑧の部分のうち別記 2 及び別記 3 を除く部分並びに⑨の部分は、次のとおり条例第 16 条第 7 号に該当するため、不開示が妥当であるが、④の部分（別記 1）及び⑧の部分のうち別記 2 及び別記 3 の部分は、条例第 16 条第 7 号に該当するものとは言えないため、開示すべきである。

ア 前記①は、条例第 16 条第 7 号に該当する不開示情報として公安委員会規則に規定する「警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名」である。

イ 前記③は、公にすることにより、特定の番号に対する嫌がらせを受けおそれがあり、通常業務における必要な連絡や突発事案への対応等に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

ウ 前記④は、すでに開示している「処理区分」の項を「欄外」にも表示しているだけであり、不開示とする理由がないため、開示すべきである（別記 1）。

エ 前記⑤から⑦は、広聴相談の処理について、警察署における処理方針や最終的な措置が具体的に記載された部分である。この部分を開示すれば、当該警察署に対して相談者やその関係者から不当な干渉がなされるなど広聴相談業務の適正な遂行に支障が生じることになると認められる。

オ 前記⑧は、広聴処理票の「処理経過等」の欄において、審査請求人の相談の処理に当たって、警察官の判断に基づいて執った措置が具体的に記録されているが、警察官が審査請求人に伝えた内容及びそれが推測できる内容、警察官と審査請求人のやり取りの客観的な事実経過を示す部分並びに警察官が審査請求人の主張を要約した記載内容につ

いては、審査請求人が当然に知り得る立場であると認められ、条例第16条第7号に該当するとは認められないため、別記2及び別記3の部分は開示すべきである。

カ 前記⑨は、審査請求人の相談を処理するにあたって、警察官が第三者から事情を聴取したものであり、警察官の聴取に応じ、第三者が任意回答した内容を記録したものである。警察の相談業務は、警察官の聴取に応じて任意回答した内容の秘密を厳守することを当然の前提に相談事案に関係する第三者等から事案処理に必要な情報を得ているものであり、これらの情報が開示されると、相談事案に関係する第三者からの信頼が損なわれ、本件相談事案だけでなく今後の相談業務の適正な遂行に支障が生じることになると認められる。

2 文書2について

実施機関は、条例第16条第2号、第4号及び第7号の不開示情報が記録されているため、全部不開示であると判断しているため、その妥当性について検討する。

(1) 条例第16条第2号の該当性について

審議会が見分したところ、文書2には、警察官が要保護児童から聴取した情報が記録されている。当該情報は、当該要保護児童の保有個人情報であり、特定の個人を識別することが可能である。当該要保護児童の保有個人情報を審査請求人に開示すれば、当該要保護児童の心情的内面に関わる問題に触れ、あるいは居所が判明するなど当該要保護児童の個人の正当な利益を害するおそれがあり、条例第16条第2号に該当する。

(2) 条例第16条第4号及び第7号の該当性について

審議会が見分したところ、文書2に記録されている要保護児童の保護等に係る警察の措置に関する情報は、警察署と要保護児童の保護及び支援等に関わる機関のみで共有すべき情報であると認められる。これらの情報を開示すれば、警察の執った措置が明らかになり、人の生命、身体等の保護を目的とした警察活動及び児童の保護の適正な遂行に支障が及ぶおそれがあることから、条例第16条第4号及び第7号の不開示情報に該当する。

3 文書3について

審査請求人は、自身の子の搜索願を申し出た記録を請求しているが、実施機関は、文書3を保有していないとの理由で不開示としている。

審議会において、文書1及び文書8を見分したところ、特定の警察署の担当者が当該子の行方が既に明らかであることを審査請求人に伝えていることが認められた。したがって、国規則の解釈に照らして当該子の行方不明届を作成していないため、文書3を保有していないという実施機関の説明は、不合理かつ不自然とは言えない。

4 文書4について

文書4は、平成27年8月初旬頃に審査請求人が、特定の警察署の担当者とやりとりをした事実が記載された文書である。実施機関は、条例第16条第2号、第4号及び第7号の不開示情報が記録されているため、全部不開示であると判断しているため、その妥当性について検討する。

(1) 条例第16条第2号の該当性について

審議会が見分したところ、文書4には、要保護児童が識別される情報及び開示請求者である審査請求人以外の第三者から得た情報及びこれらの措置情報が記録されており、要保護児童及び第三者の個人情報と認められる。たとえ文書4の要保護児童及び第三者が審査請求人の子であったとしても、当該要保護児童及び当該第三者の個人情報について、開示請求者が知り得る立場にあることが明らかな場合に当たるものとは言いえないため、当該要保護児童及び当該第三者の個人情報を開示することは、当該要保護児童及び当該第三者の個人の正当な権利利益を害するおそれがあると認められる。

(2) 条例第16条第4号及び第7号の該当性について

審議会が見分したところ、文書4には、警察官の判断に基づいて要保護児童及び第三者に対して執った措置に関する情報が記録されている。これらの情報を開示すれば、警察の執った措置が明らかになり、人の生命、身体等の保護を目的とした警察活動及び児童の保護の適正な遂行に支障が及ぶおそれがあることから、条例第16条第4号及び第7号の不開示情報に該当する。

5 文書5、文書6及び文書7について

実施機関は、文書5、文書6及び文書7を保有していないとの理由で不開示としているが、審査請求人は、平成28年3月に特定の警察署に苦情を申し出るとともに、パトロールの要望をしたため、苦情取扱規程及び広聴活動規程に基づき特定の警察署で処理された文書が作成されていると主張している。

当該主張に対して、実施機関からは、苦情取扱規程及び広聴活動規程で取り扱う苦情及び要望に該当しない場合は、これらの規程に基づく処理を行うことはないため、当該処理に基づく文書の作成も行われたいという趣旨の説明があった。

当審議会は、これらの規程に基づく処理の適否を判断する職責を有していないため、これらの規程に基づく処理を行わない場合にあっては、文書 5、文書 6 及び文書 7 に該当する文書を作成していないという実施機関の説明には、特段、不自然かつ不合理な点は見当たらないものと判断する。

6 結論

以上のことから、「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

別記

- 1 第 5 の 1 で特定した文書 8 の不開示部分「④ 欄外に記載された部分」を表示している箇所
- 2 第 5 の 1 で特定した文書 8 の不開示部分「⑧ 審査請求人からの申し出に対する警察官の判断に基づく措置を「処理経過等」の欄に記載した部分」のうち、次に掲げる箇所
 - ・ 4 枚目中 11 行目から 17 行目
 - ・ 4 枚目中 26 行目から 31 行目（27 行目の左から 9 文字目から 24 文字目を除く。）
 - ・ 6 枚目中 9 行目から 16 行目（14 行目の左から 5 文字目から 14 文字目を除く。）
 - ・ 6 枚目中 18 行目から 22 行目の 5 文字目まで
 - ・ 7 枚目中 10 行目から 15 行目（15 行目の左から 17 文字目までを除く。）
 - ・ 7 枚目中 31 行目から 32 行目（31 行目の左から 8 文字目から 11 文字目を除く。）
 - ・ 8 枚目中 1 行目
- 3 第 5 の 1 で特定した文書 1 の不開示部分「⑧ 審査請求人からの申し出に対する警察官の判断に基づく措置を「処理経過等」の欄に記載した部分」のうち、次に掲げる箇所
 - ・ 9 行目から 16 行目（14 行目の左から 5 文字目から 14 文字目を除く。）

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
平成 30 年 3 月 1 日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
平成 30 年 5 月 10 日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
平成 30 年 5 月 24 日	・ 実施機関の意見書を受領
平成 30 年 5 月 28 日 第 1 部会 (第 50 回)	・ 実施機関の職員から不開示理由の説明を聴取 ・ 審議
平成 30 年 7 月 23 日 第 1 部会 (第 51 回)	・ 審査請求人から意見聴取 ・ 審議
平成 30 年 9 月 21 日 第 1 部会 (第 53 回)	・ 審議
平成 30 年 9 月 26 日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第 1 部会

部会長 井 上 典 之
委 員 内 橋 一 郎
委 員 佐 倉 里 司
委 員 申 吉 浩
委 員 園 田 寿